

液化ガスばら積船の緊急遮断弁及びガス採取管に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び N 編
鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船の緊急遮断弁及びガス採取管に関する事項

改正理由

2006 年に英国で起きた、液化ガスばら積船“ENNERDALE”におけるサンプル採取時のガス漏洩事故を契機として、英国の海難事故調査局（MAIB）より IACS に対し再発防止策を検討するよう勧告があった。これを受け IACS は、液化ガスばら積船の緊急遮断装置の設計及び検査に関する要件並びにガス採取連結管の配置に関する要件について見直しを図り、2010 年 6 月、緊急遮断弁及びガス採取連結管の安全性に関する IACS 勧告 No.114 を採択した。

今般、IACS 勧告 No.114 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 液化ガスばら積船の定期検査項目として、緊急遮断弁の開放検査及び弁座漏洩試験を行う旨規定した。
- (2) 液化ガスばら積船の緊急遮断弁には弁の開閉状態を識別するための指示器を設ける旨規定した。
- (3) 液化ガスばら積船のガス採取管装置の配管に関する要件を改めた。